

第24回 参議院議員通常選挙

第24回参議院議員通常選挙が7月10日(日)に予定されています。本選挙は、今後の国政の方向を決定するうえで重要な意義を持っています。選挙のルールを守り貴重な一票を大切に、進んで投票に参加しましょう。



※政局により選挙期日が変わる場合があります

参議院比例代表選挙は非拘束名簿式です

非拘束名簿式は、名簿では当選順位は決められておらず、有権者が候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する方式であるため、有権者は当選させたい候補者を選ぶことができます。

選挙権年齢が満18歳以上に

・2016年6月19日に改正公職選挙法施行

2015年6月17日に改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。(6月19日公布)。同法は公布から1年経過した2016年6月19日に施行され、施行後初めて行われる国政選挙の公示日以後に公示告示される今回の参議院議員通常選挙から、満18歳以上の者が選挙権を有することになります。

投票できる人

① 下仁田町の選挙人名簿、または在外選挙人名簿に登録されている人

② 平成10年7月11日以前(7

月11日を含む)に生まれた日本国民

※その他詳しくはお問い合わせ下さい。

在外投票について

在外投票ができる人は、年齢満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その者の住所を管轄する領事館の管轄区域内に住所を有し、下仁田町在外選挙人名簿に登録された人です。(選挙の公示日から選挙期日までは、公職選挙法第30条の6第2項により登録はできません。)

※手続きには、在外選挙人名簿登録時に交付された在外選挙人証が必要です。
※詳しくは、お問い合わせ下さい。

選挙人名簿の縦覧

対象者 新規登録者のみ

期間 6月23日(木)

場所 役場選挙管理委員会事務所

郵便による不在者投票

体が不自由で投票所へ行けない人のうち、重度身体障害者に限り、自宅などから郵便による不在者投票ができます。

次に該当する人も不在者投票ができます。

・肝臓機能障害Ⅱ1級、2級、3級

この制度によつて投票できる人は、介護保険被保険者証、身体障害者手帳または戦病者手帳の交付を受けていて、前もつて選

挙管理委員会委員長の発行する郵便投票証明書を持っている事が必要です。
※詳しくは、お問い合わせ下さい。

滞在地での郵便投票

・投票できるのは、選挙期日(投票日)の前日までです。
・投票を希望する方は、選挙期日の公示日前でも請求できますので早めに請求して下さい。請求用紙は選管にあります。
・投票用紙等を受けた選挙人は、滞在地の選挙管理委員会に送付された封筒を持参し、投票してください。

・自宅で投票はできません。
※詳しくは、お問い合わせ下さい。

代理投票

投票は自分で書くことが原則ですが、体が不自由だったり、自分で字が書けない人は、係員による代理投票ができます。

投票の秘密は固く守られます。遠慮なく投票所の係員に申し出てください。

家族の方が代わりに書くことはできませんのでご注意ください。

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行等で投票に行けないと見込まれる人は期日前投票ができます。

指定病院・老人ホームでも投票できます。

県の選挙管理委員会が指定している病院や老人ホームに入院(入所)している人は、不在者投票ができます。

下仁田では、下仁田厚生病院、特別養護老人ホームかぶらの里が指定されています。

開票

日時 7月10日(日)
午後8時から

場所 役場2階201会議室

選挙公報

選挙期間中に、区長さんなどを通して、みなさんのお宅に選挙公報が配られます。よく読んで、候補者の経歴・政策を知りましょう。

あなたの投票所

地区	投票区	投票所	投票時間
下仁田	1	下仁田町保健センター	午前7時 ～ 午後6時
	2	下仁田町福祉作業所	
	3	稲含神社社務所	
馬山	4	大塚中島地区集会所	
	5	馬山生活改善センター	
	6	下仁田町森林組合石淵貯木場管理棟	
小坂	7	小坂社会体育館	
	8	北小地区集会所	
	9	大平集会所	
西牧	10	下仁田町活性化センター	
	11	三ツ瀬地区集会所	
	12	友愛館	
青倉	13	青倉社会体育館	
	14	滝ノ下消防詰所	
	15	土谷沢消防詰所	

- 入場券は、自分の氏名を確かめてお持ちください。間違えて、家族の入場券を持ってきてしまう人がいます。
- 入場券を忘れたら、受付に申し出てください。

問合せ先

選挙管理委員会 事務局(役場内)

☎内線406

期日前投票が
できる期間
6月24日(金)

7月9日(土)

※土・日曜日も含む

- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 役場103会議室
- 持ち物 入場券(届いている人)

注意

投票は本人が直接することが原則です。本人が投票に行けないからといって家族が代わりに投票することはできません。

代わりに投票すると、1年以下の禁錮または、30万円以下の罰金に処せられます。

